



楽しい夏休みがやって来る

計画を立てて有意義に

子供たちにとって一年で一番楽しい夏休みに七月二十一日から入ります。

そして、また、子供たちにとっては、ややもすると悲しいできごとも多く起りやすいシーズンとなります。

毎年、この頃に言われることが水難事故防止であり、青少年の解放感、家庭の子供たちへの無関心から来る不良化防止等です。

子供たちの悲劇は後をたちませ

子供たちにとっては、楽しい有意義な夏休みです。はすむ心がつい脱線します。それだけ、周囲の大人たちが、すべての子供を、等しく我が子と思い関心をそそぐことが一番必要な時期と思われま

夏休みを楽しく、しかも無事すごし、明るい気持ちで新学期にそなえるには、やはり計画性のある一日一日が必要で、それには家庭が一体となった夏休みへの心がけが欠かせないと思います。

夏休みは、子供たちののびのびと生活してもらう外に、いっそう家庭内の対話、あるいはお友だちとの対話を多くするような、ふれ合いの場を、大人の協力で作ってあげたいものです。

子供たちの自主的な計画にしても、その内容とか、方法とかには何げない大人としての心くばりをしましょう。

海や山に行く場合に、それに誰か大人が加わるようなアドバイスも必要で、夜間外出はできるだけ避けさせ、どうしても夜間の外出を必要とする時は、行き先、同伴等も大人は知っておく必要があります。

夏休みは、子供たちが自主的に自らのばす時期とも言われます。その手助けをするためにも親としての立場から、子供たちを放任するのではなく、常に一言を



発行所
西原村役場
電話(09894)⑤-5011~3
印刷
西原印刷

村の世帯・人口	
(昭和52年5月末日現在)	
世帯数	3,445
人口	14,861
男	7,570
女	7,291
5月の人口移動	
出生	27
転入	106
婚姻	8
死亡	4
転出	96
離婚	1

四月から国民保険料が

二、二〇〇円になりました
— 付加年金制度にも入りましょう —

この保険料の引き上げは、年金額の増額にともなう財源確保のためのもので、今年の四月からすでに改正された二、二〇〇円の額が徴収されております。

なお年金加入者の方々には、まだ十分な理解がなされず沖縄県の場合加入率が、本土他県に比べ1/10という付加年金制度があります。

この付加年金制度とは「高い保険料(月額二、二〇〇円)のほかに四〇〇円を上積みして納付すれば、その期間に応じて老齢年金が増額されますので、手続きが早ければ早いほど有利になります。

例えば二五年付加保険料も納付

つづておきましょう。いつか役立ちます。

つもの子供たちが、いっそう元気に姿で学習に励みグラウンドで飛びはねる姿を見たいものです。

四〇日間の長期にわたる夏休みが終わり、新学期を迎えた時に、い

7月10日は参議院議員通常選挙

七月十日はいよいよ参議院議員通常選挙です。

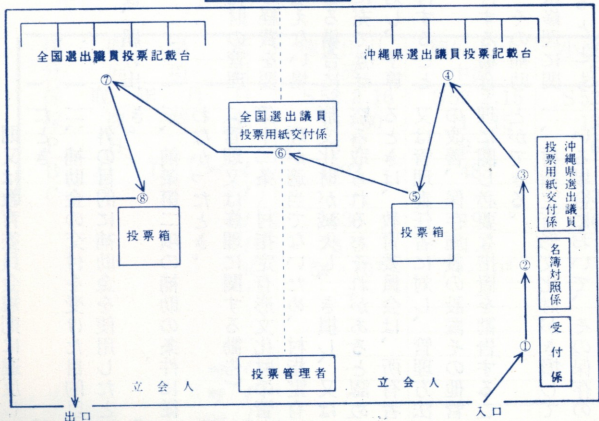
よい政治、しあわせな家庭は、正しい一票の投票からです。

参議院はもう一方の衆議院とならんで、国の施策をとりあげ、どう実現するかの方をきめること

それだけに、私たちの一票をすてはなりません。

内容がわからないとか、国政と関係がわからないとか、手が出ないとかいって投げやりにならないで、よく考えて、選挙用チラシをよく調べて、テレビやラジオの政見放送をよく聞いて「この人こそ」と思う人に、あなたの願いをこめて七月十日には、投票しましょう。

投票所



投票して国政に参加しよう。

半から村役場ホールで行われます。



この制度は、明らかに国民年金加入者にとってプラスになるものです。出来るだけ多くの方が、この付加年金制に入られるよう呼びかけ致します。

— 夏休み — 後をたたない水難事故……子供たちへの「一声で防げます」

完了した公共工事より

① 坂田小学校新築校舎完成

工事費の一部簡保資金より借入
この事業は、校舎新築工事と不適
格校舎改築工事の併行工事。
坂田小の場合、従来、普通教室
と特別教室に不足をきたし、加え
て周辺都市のベッドタウンとして
の本校の地理的条件により、漸次
人口の増加が見込まれており、三
カ年ぐらい前向きの校舎建築を行
うことにより教育条件の整備を図
る必要にせまられている。さら
に、約二〇年前に建築された当該
校舎は、当時の技術水準の低さ
や、品質管理のまずさから、今日
では、もはや老朽化し、スラブに
亀裂が生じ危険な状態にあり、早
急に改築する必要がある。これを
解消するため、昭和五十一年八月
十六日から今年の三月二十五日
にかけて工事を施行し、写真に見
るすばらしい校舎が完成した。
同校舎は総工費一億五千三百七

十七万三千円で、財源内訳は、国
庫支出金一億二千五百六十一万八
千円、起債として簡保資金より二
千一百二十〇万円、西原村農協より
四百三十〇万円、そして一般財源が
二百六十五万五千円となっていま
す。

② 村内の排水施設―着実に整備 され行く

① 小橋川内排水路工事

② 池田内排水路工事

③ 我謝内排水路工事

④ 兼久内排水路工事

⑤ 小那覇内排水路工事

以上五つの事業が、工期、昭和
五十一年十一月十七日から今年の
三月三十一日まで完了。それぞ
れの地域の住民から喜ばれてい
る。

総工費は、二千二百五十五万円
で財源内訳は、起債として簡保資
金借入が一千七百三〇万円、一般
財源、五百二十五万円となってい

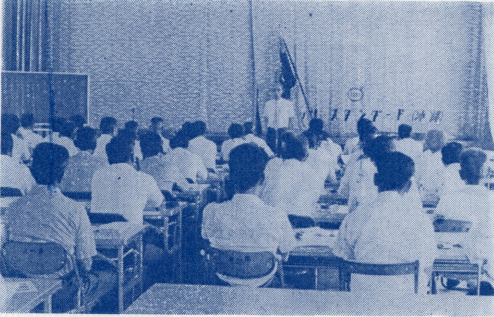
県種豚組合の 総会、本村で 開かれる

開かれる

去る五月二十七日、午後二時か
ら、本村の村役場ホールで県種豚
組合（組合長城間正保）の総会が
開かれました。

総会には七〇人余の会員が県下
から参集。大会では、新年度の事
業として、県共進会への出品、種
豚組合共進会、そして各地区主権
の共進会に参加することが決めら
れました。

その他、事業目標として、優良
品種の導入、本土への子豚出荷を
図る外、豚価、飼料価格の安定を
図り、肉豚買上げ折衝を行う、又

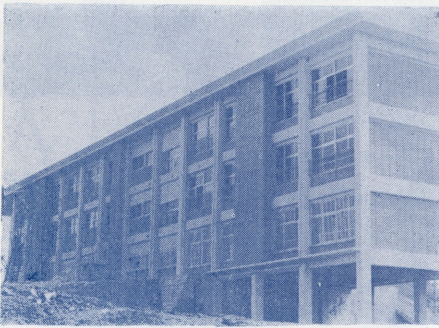


メーカーの技術普及部や専門家の
招聘等による種豚の飼育、管理、
技術講習会、講演会等を実施す
ることが決められました。

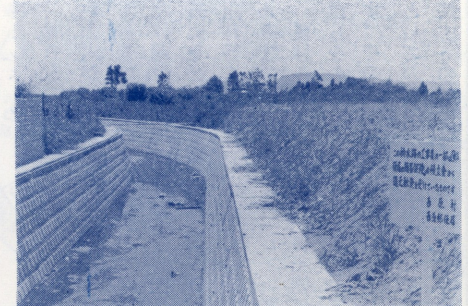
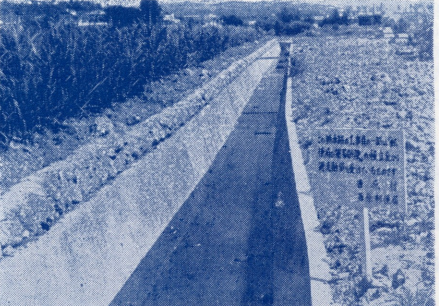
日常生活の改善、 合理化を村民の手で

心と心のおつき
合い。ミエやムダ
をはぶきましょ
う。と村新生活運
動実践協議会と村
婦人会では、冠婚
葬祭の簡素化につ
いて各字事務担任
（者区長）及び字
婦人会長を通じて
村民に強く呼びか
けています。

- 生活改善として、ムダ
のない暮らしを設計
する心がけを持ち
たいものです。
- 祝い事などの案
内状には、祝儀
額、おみやげ記念
品廃止について一
言書く心がけも新
- ① 冠婚葬祭の簡素化の内容
② 冠婚葬祭及び諸行事を簡素化
する（お祝いなどは、家族中心
にして小範囲にとどめる）
③ 御祝儀、香典料等は次のとお
りとする。
④ 御祝儀一切（結婚、生年
祝、新築、入学、誕生祝等）
一、〇〇〇円以内、記念品廃
止
⑤ 御歳暮一、〇〇〇円以内
⑥ 御中元一、五〇〇円以内
⑦ 香典料一、五〇〇円以内
⑧ 年忌一、五〇〇円以内



③ 兼久・小波津川準用河川、年
次的に改修される
同工事は、工期、昭和五十一年
七月五日から今年の三月三十一
日まで完了。総工費は一千八百
万円、起債として簡保資金、九百
六十万円、一般財源、二五〇万五千
円となつています。



村文化財保護シリーズ (3)

（所有者の管理義務及び管理責任
者）

第六條 村指定有形文化財の所有
者は、この条例並びにこれに基
づいて発する教育委員会規則及び
教育委員会の指示に従い、村指定
有形文化財を管理しなければなら
ない。

二、村指定有形文化財の所有者は
特別の事由があるときは、専ら
自己に代わり村指定有形文化財の
管理の責に任すべき者（以下この
章における「管理責任者」とい
う。）を選任することができる。

三、前項の規定により管理責任者
を選任したときは、所有者は、
速やかに、その旨を教育委員会に
届け出なければならない。管理責
任者を解任した場合も同様とす
る。

四、管理責任者には、第一項の規
定を準用する。
（所有者の変更等）

第七條 村指定有形文化財の所有
者が変更したときは、新所有者は
速やかに、その旨を教育委員会に
届け出なければならない。

二、村指定有形文化財の所有者又
は管理責任者は、その氏名若し
くは名称又は住所を変更したとき
は速やかに、その旨を教育委員会
に届け出なければならない。

（滅失、き損等）
第八條 村指定有形文化財の全部
又は一部が滅失し、若しくはき
損し、又はこれを亡失し、若しく
は盗み取られたときは、所有者又
は管理責任者は、速やかに、その
旨を教育委員会に届け出なければ
ならない。

（所有者の変更）
第九條 村指定有形文化財の所在
の場所を変更しようとするとき
は、所有者又は管理責任者はあら
かじめ、その旨を教育委員会に届
け出なければならない。

所在の場所を変更した後、届け出
ることをもって足りる。
（管理又は修理の補助）

第十條 村指定有形文化財の管理
又は修理につき多額の経費を要
し所有者がその負担に堪えない場
合その他特別の事情がある場合に
は村はその経費の一部に充てさせ
るため、当該所有者に対し、予算
の範囲内で補助金を交付すること
ができる。

二、前項の補助金を交付する場合
には、教育委員会は、その補助
の条件として、管理又は修理に関
する事項を指示するとともに、
必要があるとき認めるときは、
該管理又は修理について指揮監督
することができる。

（補助金の返還等）
第十一條 前条第一項の規定によ
る補助金の交付を受ける所有者が
次の各号の一に該当するに至った
ときは、村は、当該補助金の全部
若しくは一部を交付せず、又は当
該所有者に対し既に交付された補
助金の全部若しくは一部の返還を
命ずることができる。

一、管理又は修理に関し条例、規
章を違反したとき。
二、村指定有形文化財がき損して
いる場合において、その保存の
ために必要であると認めるときは、
教育委員会は、所有者に対し、そ
の修理について必要な勧告をす
ることができる。

三、前二項の規定による勧告に基
づいてする措置又は修理のため
に要する費用は予算の範囲内でそ
の全部又は一部を村の負担とする
ことができる。

四、前項の規定により村が費用の
全部又は一部を負担する場合に
は、第十條第二項及び前条の規定
を準用する。
（有償譲渡の場合の納付金）

第十三條 村が修理又は管理に関
し必要な措置（以下この条にお
いて「修理等」という。）につき第十
條第一項の規定により補助金を交
付し、又は前条第三項の規定費用
を負担した村指定有形文化財のそ
の当時に於ける所有者又はその相
続人、受遺者若しくは受贈者（以
下この条において「所有者等」と
いう。）は補助又は費用負担に係
る修理等が行われた後村指定有形
文化財を有償で譲渡した場合には
おいては、当該補助金又は負担金
の額の合計額から当該修理等が行
われた後村指定有形文化財の修理
等のため自己の費した金額を控除
して得た金額を村に納付しなけれ
ばならない。ただし、納付する金
額については教育委員会規則によ
るものとする。



則又は教育委員会規則に違反し
たとき
二、補助金の交付を受けた目的以
外の目的に補助金を使用したと
き。
三、前条第二項の補助の条件に従
わなかったとき。
（管理又は修理に関する勧告）

第十二條 村指定有形文化財の管
理が適当でないため、村指定有
形文化財が滅失し、き損し、又は
盗み取られるおそれがあると認め
るときは、教育委員会は、所有者
又は管理責任者に対し、管理方法
の改善、保存施設の設置その他管
理に必要措置を勧告すること
ができる。

二、村指定有形文化財がき損して
いる場合において、その保存の
ために必要であると認めるときは、
教育委員会は、所有者に対し、そ
の修理について必要な勧告をす
ることができる。

三、前二項の規定による勧告に基
づいてする措置又は修理のため
に要する費用は予算の範囲内でそ
の全部又は一部を村の負担とする
ことができる。

四、前項の規定により村が費用の
全部又は一部を負担する場合に
は、第十條第二項及び前条の規定
を準用する。
（有償譲渡の場合の納付金）

第十三條 村が修理又は管理に関
し必要な措置（以下この条にお
いて「修理等」という。）につき第十
條第一項の規定により補助金を交
付し、又は前条第三項の規定費用
を負担した村指定有形文化財のそ
の当時に於ける所有者又はその相
続人、受遺者若しくは受贈者（以
下この条において「所有者等」と
いう。）は補助又は費用負担に係
る修理等が行われた後村指定有形
文化財を有償で譲渡した場合には
おいては、当該補助金又は負担金
の額の合計額から当該修理等が行
われた後村指定有形文化財の修理
等のため自己の費した金額を控除
して得た金額を村に納付しなけれ
ばならない。ただし、納付する金
額については教育委員会規則によ
るものとする。

第十四條 村が修理又は管理に関
し必要な措置（以下この条にお
いて「修理等」という。）につき第十
條第一項の規定により補助金を交
付し、又は前条第三項の規定費用
を負担した村指定有形文化財のそ
の当時に於ける所有者又はその相
続人、受遺者若しくは受贈者（以
下この条において「所有者等」と
いう。）は補助又は費用負担に係
る修理等が行われた後村指定有形
文化財を有償で譲渡した場合には
おいては、当該補助金又は負担金
の額の合計額から当該修理等が行
われた後村指定有形文化財の修理
等のため自己の費した金額を控除
して得た金額を村に納付しなけれ
ばならない。ただし、納付する金
額については教育委員会規則によ
るものとする。

第十五條 村が修理又は管理に関
し必要な措置（以下この条にお
いて「修理等」という。）につき第十
條第一項の規定により補助金を交
付し、又は前条第三項の規定費用
を負担した村指定有形文化財のそ
の当時に於ける所有者又はその相
続人、受遺者若しくは受贈者（以
下この条において「所有者等」と
いう。）は補助又は費用負担に係
る修理等が行われた後村指定有形
文化財を有償で譲渡した場合には
おいては、当該補助金又は負担金
の額の合計額から当該修理等が行
われた後村指定有形文化財の修理
等のため自己の費した金額を控除
して得た金額を村に納付しなけれ
ばならない。ただし、納付する金
額については教育委員会規則によ
るものとする。

第十六條 村が修理又は管理に関
し必要な措置（以下この条にお
いて「修理等」という。）につき第十
條第一項の規定により補助金を交
付し、又は前条第三項の規定費用
を負担した村指定有形文化財のそ
の当時に於ける所有者又はその相
続人、受遺者若しくは受贈者（以
下この条において「所有者等」と
いう。）は補助又は費用負担に係
る修理等が行われた後村指定有形
文化財を有償で譲渡した場合には
おいては、当該補助金又は負担金
の額の合計額から当該修理等が行
われた後村指定有形文化財の修理
等のため自己の費した金額を控除
して得た金額を村に納付しなけれ
ばならない。ただし、納付する金
額については教育委員会規則によ
るものとする。

村商工会第二回 通常総会終る

設立後三カ年目に入る村商工会（小波津健会長）では、去る五月二十三日、午後二時から、村役場ホールで第二回通常総会を開きました。

総会には百余人の会員が出席し、昭和五十一年度の反省と、昭和五十二年の事業計画等を審議、採択し、三年目へ向けて力強いスタートをきりました。

不況倒産が相次ぐなかで商工会の果たす役割は年々高まりを見せている。

昨年度を見ると商工会内で八件の倒産の外、その他の理由を合せて三十一人の脱会者が出て、不況の深刻さがうかがえた。

新年度でも小波津健会長を中心に村商工業の向上発展を招来する

ミニ・ニュース

西原中でも

花の一鉢運動へ

花の一鉢運動は、すでに西原小では定着した感じで、児童生徒を中心に、夏休み等を利用して活発に行われていますが、今度は西原中での花の一鉢運動が起るという話となつてゐる。

西原小と同じく宇掛保久の弓削次男先生が指導して、まずは先生



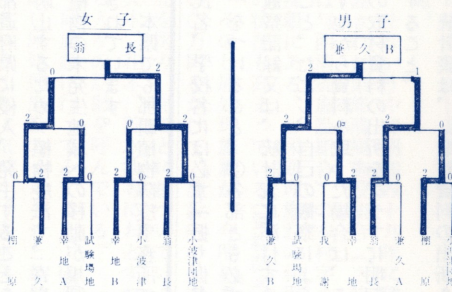
ための活躍が多く、の会員から期待されています。

また昨年の年度途中から経営指導員が新垣盛勝氏から比嘉厚喜氏に変わりました。



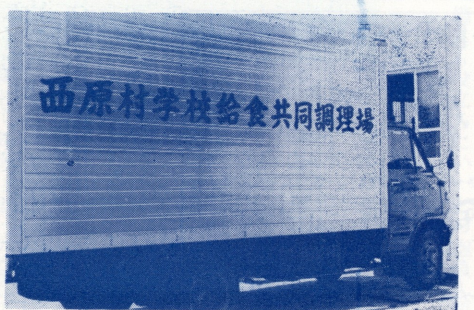
村スポーツ少年団 バレーボール大会で 男子一兼久Bが優勝 女子一翁長が優勝

去る六月十二日、午前九時から西原小学校で村スポーツ少年団主催、村教育委員会後援のバレーボール大会が行われました。



給食共同調理場に新しい 給食運搬車が来る

去る五月三〇日以前の給食運搬車では児童生徒の増加により小さすぎるとして購入した新しい給食運搬車が着き、その日からジュラルミン製の新しい屋根つきのコンテナ車が、子供たちへの給食を運び喜ばれています。購入費は約百九十万円。



結果報告(1)

村内の環境調査を実施

快適な生活環境を守るため

村企画課では、昭和五十一年度公害監視事業計画に基づいて、村内の広範な地域における河川水等の水質調査、及び大気中のいおう酸化物質環境濃度測定を実施しました。

測定の結果は別表の通りです。今回のデータから、本村の公害の現況を見ると、まず河川水においては、ほとんどの河川が大腸菌

大会は男、女とも、それぞれ八チームが参加し、熱戦を展開しましたが、男子では兼久Bが、女子は、翁長が頑張り、優勝に輝きました。

河川水等の水質調査結果

採取場所	小波津川	兼久川	名護川	名護川支流	徳佐田川
採取年月日	S52.2.15	S52.2.15	S52.2.15	S52.2.15	S52.2.15
採取時間	13:50	14:00	11:45	12:00	11:30
P H	7.0	7.8	7.5	7.4	7.8
B O D (mg/l)	33.1	13.2	12.7	7.4	8.4
S S (mg/l)	14.8	12.4	5.2	11.6	6.8
n-ヘキサン (mg/l)	-	-	4.7	2.0	0.5
大腸菌群 (個/100ml)	92×10 ⁶	28×10 ⁷	16×10 ⁷	23 (個/ml)	54×10 ⁶
D O (mg/l)	6.68	ND	4.95		8.09

採取場所	徳佐田川上流	徳佐田川中流	小波津川支流	小波津川下流	稲国川
採取年月日	S52.2.16	S52.2.15	S52.2.15	S52.2.15	S52.2.15
採取時間	16:30	11:15	13:25	13:45	14:30
P H	6.9	9.4	6.9	7.2	7.3
B O D (mg/l)	1292	483	-	-	-
C O D (mg/l)	-	-	23.8	37.2	9.2
S S (mg/l)	530	194	16.8	10.0	16.4
n-ヘキサン (mg/l)	78.2	1.5	1.0	0.2	2.8
大腸菌群 (個/ml)	54×10 ²	73×10 ²	-	-	-
C d (mg/l)	-	-	-	-	ND
C N (mg/l)	-	-	-	-	ND
P b (mg/g)	-	-	-	-	ND
Cr ⁶⁺ (mg/l)	-	-	-	-	ND
As (mg/l)	-	-	-	-	ND
T-Hg (ug/l)	-	-	-	-	ND

建設雇用改善助成金のご案内

◎建設雇用改善助成金の種類

雇用促進事業団では、建設労働者の能力の開発及び向上並びに福祉の増進を図るため、雇用改善の措置を行う建設事業主の方々と建設事業主の団体又はその連合団体に対して次のとおり、助成金を支給していますので、どうぞ御利用下さい。

助成金の種類	支給要件	助成対象及び限度額
技能実習	1.指導者が、職業訓練指導員、1級技能士等とします。 2.実習時間は1日2時間以上で計10時間以上が必要とします。 3.受講者は1コース10人以上20人未満とします。	1.会場借上料 1日1万円まで 2.講師謝金 1時間3,850円まで 3.建設機械賃料 1日1台当り6万円まで 4.教材費等 1人1日1,000円まで (上記の所要額の総額から受講者1人当り1日150円を控除します。ただし、1日12万円、同一の実習について30日分を限度とします。中小事業主又はその団体以外3分の2を助成します。)
講習・等派遣	1.事業主又は事業主等が行う雇用管理研修、技能実習並びに技能検定に派遣する場合。	1.1日1人当り1,200円の定額です。 (同一講習について6日分を限度とします。)
雇用管理研修	1.研修時間は12時間以上とします。 2.受講者は1コース30人以上とします。 3.研修のテーマは、事業主が定めたテーマ表によって下さい。 4.受講料は、無料又は適正な額であることが必要とあります。	1.会場借上料 1日1万円まで 2.講師謝金 1時間3,850円まで 3.教材費 実費分 (総額は同一研修につき20万円を限度とします。)
作業員宿舎整備	1.現場労働者を寄宿させるもの。 2.1室4人以内で、1人当り3.3m以上、その他の要件を満たす宿舎であることが必要とします。 3.居住代金は適正であるか、無料であることが必要とします。 4.助成を受けてから3年間は用途変更出来ません。	1.建設に要した収容定員1人当りの費用から10万円を控除した残額の3分の1に相当する額(ただし、総額10万円を限度とします。)
健康診断	1.1ヶ月以上1年未満の雇用労働者を対象とします。 2.診断は雇入れ1ヶ月以内に実施しても可とします。 3.労働安全衛生規則第43条の項目を実施してもらいます。	1.受診者1人につき2,000円の定額です。

統計グラフコンクール作品募集

—夏休みに工夫をこらしてみよう—

九月四日べ切り—県統計協会

沖縄県と県統計協会では、統計思想と普及向上と表現技術の研ぎを磨くため、一部から五部に分けて、グラフ作品の募集をすることになりました。

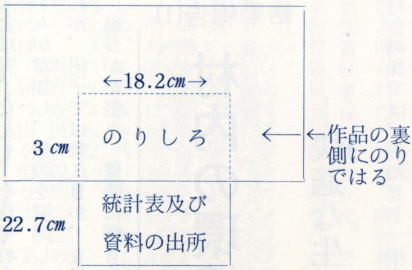
応募資格は第一部—小学校三年生以下の児童、第二部—小学校四年生以上の児童、第三部—中学校の生徒、第四部—高等学校以上の学生生徒、第五部—一般。課題は各部とも自由。ただし、小学校の児童(第一部及び第二部)の作品については、児童が観察した結果(法)とする。ただし各部とも紙

質、色彩(単色にても可)は自由とするが、裏面の板張り、または表面にセロハンカバーをつけることは認めない。応募点数については制限しないが、応募作品が二枚以上にあたる「シリーズ」ものは認めない。

送付先は沖縄県統計協会—那覇市泉崎一—二五、七センチメートル×十八、二センチメートル(B5判仕上法)の用紙に書き、作品の裏面に三センチの「のりしろ」で次のように貼付すること。

入選発表は、九月中旬に直接本人か、又は、所属学校長あてに通知する。県コンクールで入賞した優秀作品のうち、各部ごとに特

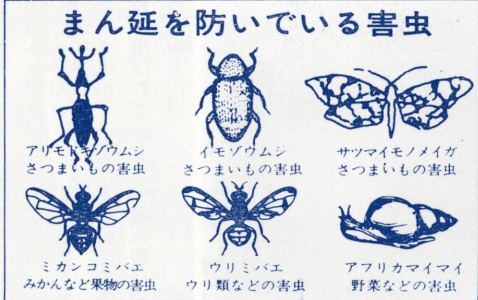
例 横書きの場合



選、入選作品を全国統計協会連合会主催の昭和五十二年統計グラフ全国コンクールに推せんすることになっています。

入賞者には賞金もあります。

七月十八日〜二十四日 第二回移動制限植物等に関する 広報強化週間



県内では、例年、農作物に多大な被害を与えるウリミバエ、ミカンコバエ、アフリカマイマイ等への特殊害虫が発生しており、現在も防除作業が行われています。

一方、これらの害虫が未発生のもので、発生することを防止するため、植物疫法で、寄生植物の未発生地域への移動が規制されています。

本県でも那覇植物防疫事務所

この業務を行っておりますが、今後、旅行者をはじめ、一般の方々へ、いっそうの御理解、御協力を得ることによって実効を上げる意味で広報強化週間の第二回目として、七月十八日から二十四日を設定し、広報することになっております。

移動制限事項について—

① 持ち出しが禁止されているもの、オレンジ、レモン、グレープフルーツ、ヒラミレモンなどのみかん類、成熟バナナ、かき、もも等、の外、きゅうり、にがうり、へちま等のうり類、なす、ピーマン等、さつまいも、葉菜、あさがおなどの生葉菜及び地下部—となつております。

② 検査又は消毒をすれば持ち出せるもの。

③ 検査又は消毒をすれば持ち出せるもの、とうが、かぼちゃ、すいか。

④ 消毒をすれば持ち出せるもの、トマト、パパイア、温州みかん。

ん、ボンカン、タンカン、すもも、ばんじろう、ネットメロン、いんげんまめなどの生果実。

なおこれらの移動制限植物には那覇植物防疫事務所が発給する「検査合格証明書」又は「消毒確認証明書」を必ず添付することになっております。

- ③ 果実、野菜の消毒を希望する場合はの出発前(午前中)までに那覇植物防疫事務所へ申し出て下さい。
- ④ 消毒に要する時間は三〜四時間です。
- ⑤ 消毒後は、消毒確認証明書を添えてお返しします。
- ⑥ 個人が少量携帯するものに限り経費は無料です。
- その他詳しいことについては左記の事務所へお問い合わせ下さい。
- 那覇植物防疫事務所所在地：本庁—那覇市西二—三—一—OGビル、電話〇九八八—一六八—〇七一五
- 那覇空港出張所—那覇市鏡水三〇六一—、那覇空港ターミナルビル、電話〇九八八—一五七—〇〇五四
- 泊出張所—那覇市前島三—二五—一〇、泊港ターミナルビル、電話〇九八八—一六八—三〇七九

七月の農業

●種まき—ふだんそう、葉ちや山東菜、沖縄人参、かぶ(沖縄種)だいこん、キャベツ(早まき)●植付—夏植さとうきび、いも●ハウス利用夏野菜カンレイシヤ被覆栽培開始●手入れと施肥—夏野菜のかん水いもの中耕と施肥、さとうきびの枯葉取り●病害虫の防除—さとうきび(ハリガネムシ)の防除、きゅうり(疫病)ピーマン(疫病)の防除、野菜類(アフリカマイマイ)の防除、さつまいも(てんぐず病、イモコガ)の防除、その他夏野菜の病害虫防除

七月の行事

- 一日：西原村青少年健全育成協議会 午後二時 役場ホール 村事務担任者会議
- 二日：西原小PTA家庭学級(基本的生活習慣について) 午後二時半 西原小
- 三日：村婦人会主催—婦人の主張大会
- 十日：国土建設週間 参議院議員選挙投票日 夏の交通安全運動
- 十一日：村事務担任者会議 午後二時 村役場ホール
- 十二日：婦人学級希望者の集い 午後八時 村役場ホール
- 十六日：西原小PTA家庭学級(子供への読書指導) 午後二時半 西原小
- 十八日：西原中水泳教室 坂田小学PTA
- 二〇日：交通安全の日運動 坂田小、西原小、西原中 終業式
- 二十一日：夏の事故から青少年を守る運動、村事務担任者会議 午後二時 村役場ホール、交通安全事故巡回相談、午前十時〜午後三時、村役場ホール
- 二十九日〜三十一日：村スポーツ少年団大会西原中 三十一日：村民バレーボール大会 午前八時半 西原中

西原村遺族会三十三回忌 靖国神社参拝と四国の旅募集 主催—西原村遺族会 日程—八月十四日(出発)〜八月十九日(那覇着) 費用—大人：十二万五千円、小人：八万五千円 申込先—村遺族会：玉那覇三郎(五—五〇—一) 申込期限—七月末日まで…。

交通事故巡回相談を 実施 七月二十一日 午前十時〜午後三時 西原村役場ホール

チリ、ゴミは、燃えるもの、燃えないものに分けて出しましょう。